二　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号）別紙様式

三　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成二十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号）別紙様式

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第七条**　機構に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	（業務実績等報告書） **第七条**　機構に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。
事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。